

公立大学法人公立小松大学経営審議会規則

平成30年4月1日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人公立小松大学定款（以下「定款」という。）第18条第1項に規定する経営審議会（以下「経営審議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 経営審議会は、定款第21条各号に掲げる事項のほか、理事長が必要と認める事項を審議する。

2 経営審議会は、審議において必要と認める場合は、教育研究審議会又は教授会の意見を聴くことができる。

(招集等)

第3条 経営審議会は、定款第19条の規定に基づき、理事長が招集する。

2 経営審議会は、年4回の開催を常例とする。

3 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認める場合は、臨時に経営審議会を開催することができる。

4 理事長は、定款第19条第2項の規定に基づき、経営審議会の委員（理事長を除く）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があった場合には、経営審議会を招集しなければならない。

5 理事長は、経営審議会を招集しようとするときは、経営審議会の日時、場所及び付議すべき事項を定め、委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

6 理事長が必要と認める場合には、書面により審議をすることができる。

(議長)

第4条 定款第20条第1項の規定に基づき、経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、そのあらかじめ指定する委員が、議長の職務を代理する。

3 議長が議題となっている事項に直接の利害関係を有するときは、その事項の審議について、前項が規定する議長に事故があるときに準じ、そのあらかじめ指定する委員が、議長の職務を代理する。

(議事)

第5条 定款第20条第2項の規定に基づき、議長は、経営審議会を主催する。

2 定款第20条第3項の規定に基づき、経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 定款第20条第4項の規定に基づき、経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 定款第20条第4項中「出席者の過半数」とあるのは、審議しようとする事項に直接の利害関係を有する委員を除く出席者の過半数とする。

(書面による出席)

第6条 やむを得ない事情により経営審議会に出席できない委員は、他の委員を代理人として表決を委任することができる。ただし、代理人となるものは、2人以上の委員の代理人となることはできない。

2 前項の場合における第5条第2項の規定の適用については、出席委員を代理人とした委員は、出席者とみなす。

(委員以外の者の出席)

第7条 理事長が必要と認める場合には、委員以外の者を経営審議会に出席させ、意見を聴くことができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(会議の非公開)

第8条 経営審議会は非公開とする。ただし、議長が認めるときは、職員は傍聴することができる。

(書面による審議における議事)

第9条 第3条第6項に規定する書面による審議においては、委員の過半数の同意をもって議事を決するものとする。

2 第5条第4項の規定は、書面による審議について準用する。この場合において、同条第4項中「直接の利害関係を有する委員を除く出席者の過半数」とあるのは、「直接の利害関係を有する委員を除く委員の過半数」と読み替えるものとする。

(議事録)

第10条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第11条 経営審議会の事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は、経営審議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(小松短期大学が設置される期間における意見の聴取)

2 定款附則第5項に規定する小松短期大学を設置する期間における第2条第2項の適用については、同条第2項中「教育研究審議会又は教授会」とあるのは、「教育研究審議会、教授会、定款附則第14項に規定する短期大学教育研究審議会又は定款附

則第5項に規定する小松短期大学に設置する教授会」とする。